

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件	三三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三四
○保安林の指定をする件二件	三五
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十二件	三六
公 告	
○争議行為を行う旨通知があつた件	三九
○農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件	四〇
○一般競争入札を行う件	四一
福島県議会	
○政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する 条例施行規程の一部を改正する規程	四二

告 示

福島県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年三月八日から同年七月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）コメリハード&グリーン喜多方松山店・（仮称）薬王堂喜多方松山店 福
 島県喜多方市松山町鳥見山字上天神五番ほか

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 株式会社コメリ
 - 代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎
 - 住所 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一名称 株式会社薬王堂
 - 代表者の氏名 代表取締役 西郷 辰弘
 - 住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 名称 株式会社コメリ
 - 代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎
 - 住所 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一名称 株式会社薬王堂
 - 代表者の氏名 代表取締役 西郷 辰弘
 - 住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十月二十七日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百八十三平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 八十一台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百三十六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 六・二七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 別紙書面のとおり
 - 閉店時刻 別紙書面のとおり
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十時三十分まで

八の二、一九九から二〇三まで、二〇五、二〇七から二〇九まで、字町三〇から三二まで、三三の二、三三の三、三四、三五、九九、一〇〇、一〇一の二、一〇一の三、一〇二の二、一〇二の三、一〇三、一〇四の二、一〇五、一〇六の二、一〇六の三、一〇八、一〇九の二、一〇九の三、一一〇の二、一一〇の三、一一一、一一二、一一三の二、一一三の三、一八二、一八三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年一月三十一日次のとおり指定した。

令和六年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀 雅雄	売りさばき所の名称及び所在地
--------	----	---------	-------	-------	----------------

千葉 勝也	大沼郡会津美里町字高田甲二七六八	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	千葉荒物店及び所在地
-------	------------------	-------------------------	-------	-------	------------

山口 謙太郎	喜多方市塩川町小番地	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	大沼郡会津美里町字高田甲二七六八番地
--------	------------	-------------------------	-------	-------	--------------------

鈴木 八朗	耶麻郡北塩原村大字大塩字下六郎屋敷二一八三番地	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	高田甲二七六八番地
-------	-------------------------	-------------------------	-------	-------	-----------

(出納総務課)

福島県告示第五十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月一日次のとおり指定した。

令和六年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀 雅雄	売りさばき所の名称及び所在地
--------	----	---------	-------	-------	----------------

有限会社角田商店	福島市飯坂町平野字明神町二一番地	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
----------	------------------	-------------------------	-------	-------	----------

二本松地区交通安全協会	二本松市若宮二丁目一六三番地の五	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
-------------	------------------	-------------------------	-------	-------	----------

達夫	福島市町庭坂字原	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
----	----------	-------------------------	-------	-------	----------

有限会社福島自動車学校	福島市町庭坂字原	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
-------------	----------	-------------------------	-------	-------	----------

有限会社遊佐商店	二本松市油井字福岡一四番地	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
----------	---------------	-------------------------	-------	-------	----------

桑折地区交通安全協会	伊達郡桑折町大字谷地字形土一五番長八木沼地二	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
------------	------------------------	-------------------------	-------	-------	----------

与一郎	伊達郡桑折町大字谷地字形土一五番地の二	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	有限会社角田商店
-----	---------------------	-------------------------	-------	-------	----------

(出納総務課)

福島県告示第六十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月二日次のとおり指定した。

令和六年三月八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀 雅雄	売りさばき所の名称及び所在地
--------	----	---------	-------	-------	----------------

株式会社升屋商店	南会津郡南会津町田島字東町甲二八六八番地	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	株式会社升屋商店
----------	----------------------	-------------------------	-------	-------	----------

会津よつば農	会津若松市扇町三	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	株式会社升屋商店
--------	----------	-------------------------	-------	-------	----------

会津よつば農業協同	会津若松市扇町三	令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	福島県知事	内堀 雅雄	株式会社升屋商店
-----------	----------	-------------------------	-------	-------	----------

業協同組合 五番地一

組合伊南支店
南会津郡南会津町古
町字居平一三番地四
会津よつば農業協同
組合南郷支店
南会津郡南会津町山
口字村下一五六五番
地一
(出納総務課)

福島県告示第百六十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月五日次のとおり指定した。
令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

鈴木 景子 相馬市中村字大手 令和六年四月一日から
先四三番地 令和一年三月三十一日まで
相馬市中村字大手先
四三番地

合資会社錦尚 相馬市中村字大手 同
先九番地 相馬市中村字大手先
九番地
(出納総務課)

福島県告示第百六十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月七日次のとおり指定した。
令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

猪苗代地区交 耶麻郡猪苗代町字 令和六年四月一日から
通安全協会 梨木西一〇〇番一 令和一年三月三十一日まで
会会長 星 時 協 会
耶麻郡猪苗代町字梨
木西一〇〇番一(猪
苗代警察署内)

瀬野 静子 喜多方市字一丁目 同
四六三六番地の一

有限会社二瓶 河沼郡会津坂下町 同
商店 字稲荷塚二二九二
番地の一
稲荷塚二二九二番地
の一
六三六番地
有限会社二瓶商店
河沼郡会津坂下町字
稲荷塚二二九二番地
の一

会津若松地区 会津若松市山見町 同
交通安全協会 二四八番地
会会長 齋藤
伊三男

武藤 守弘 会津若松市中央一 同
丁目二番二六号

公益財団法人 福島市中町一番一 同
福島イノベ 九号
ション・コー
スト構想推進
機構

福島県告示第百六十三号
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月八日次のとおり指定した。
令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社ムト 郡山市富久山町久 令和六年四月一日から
ウ 保田字上野一〇〇 令和一年三月三十一日まで
番地の三
田字上野一〇〇番地
の三

一般財団法人 郡山市長者一丁目 同
福島宅建サ 三番七号
ポートセン
ター

須賀川地区交 須賀川市八幡町一 同

須賀川地区交通安全

会館内)

須賀川地区交通安全

須賀川地区交通安全

通安全協会 九番地の七
 会長 大木 正弘
 福島さくら農 郡山市朝日二丁目 同
 業協同組合 一四番七号

協会
 須賀川市八幡町一九番地の七（須賀川警察署内）
 福島さくら農業協同組合川内支店
 双葉郡川内村大字上川内字町分一〇六番地
 （出納総務課）

福島県告示第百六十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月十三日次のとおり指定した。
 令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称及び所在地

福島北地区交通安全協会 福島市飯坂町平野 令和六年四月一日から
 字江合二番地八 令和一年三月三十一日まで

吉昭 佐藤 福島市飯坂町平野字江合二番地八（福島北警察署内）

福島県庁消費組合 福島市中町八番二 同
 小柴 宏幸 号 福島市杉妻町二番一六号

有限会社吾妻自動車教習所 福島市下野寺字遠原三六番地の五 同

伊達地区交通安全協会 伊達市保原町大泉 同
 長 菅野 宇 の四

川俣地区交通安全協会 伊達郡川俣町大字 同
 安全協会 会 鶴沢字下中島二〇

長 紺野 希 番地の二
 予司

伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島二〇番地

喜多方地区交通安全協会 喜多方市関柴町上 同
 高領字宮越五三七番地の一〇
 会長 澤井 淳

福島県庁消費組合 福島市中町八番二 同
 小柴 宏幸 号

有限会社スチュウデント 会津若松市大町一 同
 丁目九番八号

ライフサポート

の二
 喜多方地区交通安全協会
 喜多方市関柴町上高領字宮越五三七番地の一〇（喜多方警察署内）
 福島県庁消費組合若松合庁売店
 会津若松市追手町七番五号
 有限会社スチュウデントライフサポート
 会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九〇番地
 （出納総務課）

福島県告示第百六十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月十四日次のとおり指定した。
 令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称及び所在地

いわき南地区交通安全協会 いわき市植田町南 令和六年四月一日から
 町一丁目六番地の 令和一年三月三十一日まで

知昭 山下 六 いわき市植田町南町一丁目六番地の六（いわき南警察署内）

株式会社小名浜自動車学校 富岡向一四七番地 同
 株式会社小名浜自動車学校

いわき東地区交通安全協会 いわき市小名浜 同
 小名字御代坂一九番地

会長 佐藤 一弘

いわき市小名浜町小名字御代坂一九番地

いわき常磐地
区交通安全協
会 会長 磯
上 秀一
町二丁目一五番地
の六

双葉地区食品
衛生協会 会
長 高野 泰
いわき市平字梅本
一五番地

横田 通子
いわき市四倉町字
西三丁目六番地の
七

福島県告示第百六十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月十五日次のとおり指定した。
令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

白河地区交通
安全協会 会
長 小櫻 輝
白河市昭和町二二
六番地の二
令和六年四月一日から
令和一年三月三十一日まで

株式会社南湖
自動車学校
白河市白坂一里段
六番地二二六

金子 尚雄
白河市本町八番地
同

株式会社鈴木
正文堂
白河市八幡小路六
番地 同

(いわき東警察署内)
いわき常磐地区交通
安全協会

いわき市常磐関船町
二丁目一五番地の六
(いわき中央警察署
常警分庁舎内)

双葉地区食品衛生協
会
いわき市平字梅本一
五番地(福島県いわ
き合同庁舎相双保健
福祉事務所いわき出
張所内)

横田商店
いわき市四倉町字西
三丁目六番地の七
(出納総務課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

白河地区交通安全協
会
白河市昭和町二二六
番地の二(白河警察
署内)

株式会社南湖自動車
学校
白河市白坂一里段六
番地二二六

有限会社金子書店
白河市本町八番地

株式会社鈴木正文堂
白河市八幡小路六番

地

(出納総務課)

福島県告示第百六十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月十六日次のとおり指定した。
令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

株式会社山吉
吉田商店
郡山市田村町守山
字殿町一番地の二
令和六年四月一日から
令和一年三月三十一日まで

石川地区交通
安全協会 会
長 有松 良 二
石川郡石川町字長
久保一八五番地の
二

有限会社近江
屋商店
河沼郡会津坂下町
字市中三番甲三六
六六番地

会津坂下地区
交通安全協会
会長 宇内 一広
河沼郡会津坂下町
字館ノ下三一一番
地

一広

福島県告示第百六十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月十九日次のとおり指定した。
令和六年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

佐藤 重義
相馬市中村字宇多
川町五一番地の二
令和六年四月一日から
令和一年三月三十一日まで

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

相馬市中村字大町三
四番地

河沼郡会津坂下町字
館ノ下三一一番地(会
津坂下警察署内)
(出納総務課)

福島県告示第百六十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年二月二十日次のとおり指定した。

令和六年三月八日

(出納総務課)

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅 雄

売りさばき所の名称

渡部 タミ子 大沼郡金山町大字 令和六年四月一日から

及び所在地 渡部 タミ子 大沼郡金山町大字横

横田字中丸二四四 令和一年三月三十一日まで

田字中丸二四四番地

番地

(出納総務課)

公 告

公告第四十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和六年二月二十七日付けで通知があった。

令和六年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 日時 令和六年三月十四日から問題解決までの期間

二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療所、医療生協きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、JA福島厚生連農村健診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、竹田厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、JA福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹

田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、竹田綜合病院通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、鮫川堰土地改良区管理規程の変更について、令和六年二月二十六日次のとおり認可した。

令和六年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称 鮫川堰土地改良区

二 管理規程の概要

- 1 放流及び取水に関する事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一日から九月五日までのかんがい期間にあつては、取水口から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

干ばつ時には、水位及び取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 4 その他施設の管理に關し必要な事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第49号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪ドーザ（18t級） 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年1月31日（金）
- (4) 納入場所

ア 福島県宮下土木事務所川口車庫（福島県大沼郡金山町大字川口字金洗道下1519-1番地）

イ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年4月2日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和6年4月2日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年3月8日（金）から同年4月2日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年3月20日（水）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年3月19日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年3月19日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年4月24日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年4月23日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の

全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Snow Plow (18t class) 2 units
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 24 April 2024
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 April 2024
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県議会

福島県議会告示第一号

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月八日

福島県議会議長 西山 尚利

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「提出するとともに、訂正の箇所に認印し、並びにその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条後段を削る。
様式第一号から様式第四号までの規定中「㊟」を「」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の各様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（総務課）